

第126回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 (持ち回り開催)

日 時：令和5年2月28日（火）

議題

1. マスク着用の考え方の見直しを踏まえた対応について
2. イベント等の開催に係る留意事項の改正について
3. かがわ安心飲食店認証基準の改正について

マスク着用の考え方の見直しについて（令和5年3月13日以降）

資料1-1

※令和5年2月10日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「マスク着用の考え方の見直し等について」のとおり

1 個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本

- ★ 令和5年3月13日から適用（学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用）
- 本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断を尊重
- 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要
- 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることもあり得る。

2 高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な以下の場面では着用を推奨

- 医療機関受診時
- 高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- 医療機関や高齢者施設等の従事者の勤務中
- 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時（概ね全員の着席が可能である新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等を除く）
- 感染の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時

3 症状がある場合等の対応

- 症状がある方、新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、周囲に感染を広げないため、外出を控え、通院等やむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスクを着用

4 事業者における対応

- 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容

5 基本的な感染対策

- 3月13日以降も、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を励行
- 特段の事情が生じない限り、5月8日以降は、国の基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが
令和5年3月13日から

マスク着用は**個人の判断**が基本となります

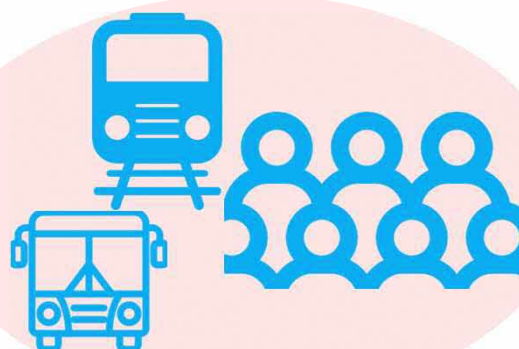
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



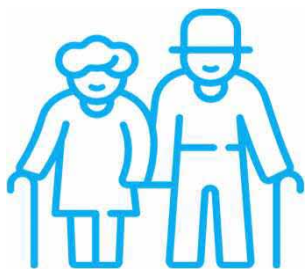
受診時や医療機関・
 高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
 電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
 がん
 心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
 個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

マスク着用の考え方を見直し等について

令和 5 年 2 月 10 日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. マスク着用の考え方を見直しについて

(1) 見直しの概要

- ▶ 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。
- ▶ このマスク着用の考え方を見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して3月13日から適用するほか、学校におけるマスク着用の考え方を見直しは4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方(※1)に沿った対応をお願いする。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抜粋)

- ・屋内において、他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれ

ない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。

- ・また、乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

(2) 着用が効果的な場面の周知等

- 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。

- ✓ 医療機関受診時
- ✓ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ✓ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※2）に乗車する時（当面の取扱）

※2 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

- そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。

(3) 症状がある場合等の対応

- 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

(4) 学校における対応

- ▶ 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ▶ 併せて、下記を教育委員会・学校等に対して周知していくとともに、適切な対応を求めることとする。
 - ✓ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。
 - ✓ 地域や学校における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。
- ▶ 上記の見直し時期にかかわらず、4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の実態を示すこととする。

(5) 医療機関や高齢者施設等における対応

- ▶ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

(6) 事業者における対応

- ▶ マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ▶ 各業界団体においては、1. 及び2. の方針に沿って「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知する。

(7) 留意事項

- マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。
- なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

2. 基本的な感染対策について

- マスク着用の考え方の見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」）に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していく。

オミクロン株対応の香川県対応方針

令和4年12月15日
令和5年2月28日改正

県の対策期	(1) 感染警戒対策期	(2) 感染拡大防止対策期	(3) 医療負担増大期	(4) 医療機能不全期
国のオミクロン株対応の新レベル分類	レベル1 (感染小康期)	レベル2 (感染拡大初期)	レベル3 (医療負担増大期)	レベル4 (医療機能不全期)
県内の状況	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	新規感染者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負担が生じ始めているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	医療の負担を増大させるような数の新規感染者が発生し、外来医療の負担が高まり、発熱外来・救急外来に多くの患者が殺到してハイリスク者がすぐに受診できない状況	想定を超える膨大な数の新規感染者が発生し、通常医療も含めた外来医療全体が機能不全となり、通常診療を大きく制限せざるを得ない状況
移行基準 (目安)	①確保病床使用率	30%未満	30%以上	50%以上
	②重症確保病床使用率	30%未満	30%以上	50%以上
<ul style="list-style-type: none"> 各対策期への移行に当たっては、①、②の指標に加え、直近1週間の累積新規感染者数（人口10万人当たり）や新規感染者数の今週先週比の推移も参考にし、保健医療の負担の状況（医療機関のクラスターの発生状況等）などを踏まえて総合的に判断（感染急拡大時には、移行基準より早めの移行を検討） 「医療負担増大期（レベル3）」への移行に当たっては、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」の発令も併せて検討 「医療ひっ迫防止対策強化宣言」後も感染拡大が継続する場合は、「医療機能不全期（レベル4）」の状態を回避するために「医療非常事態宣言」の発令を検討 				
対応方針	<p>【法に基づかない協力依頼（呼びかけ）又は特措法第24条第9項に基づく協力要請】</p> <p>①県民への要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」など基本的な感染防止策の徹底 ※令和5年3月13日以降の「マスクの着用」の考え方については、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対応方針」のとおり 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は「三つの密」の回避等、基本的な感染防止策を徹底 外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用 <p>②事業者への要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインの遵守 飲食店における「かがわ安心飲食店認証制度」の認証を取得（新規申請受付は令和5年3月12日まで） 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みの推進を働きかけ <p>③イベント等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の基本的対応方針やイベント開催に係る留意事項等を踏まえて設定する、規模要件等に沿って開催 業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策の実践 <p>④県有施設等における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な感染防止策を講じた上で開館 			
	<ul style="list-style-type: none"> 各対策期における措置の実施の要否に当たっては、保健医療の負担の状況などを踏まえ、総合的に判断（対策期ごとに上記以外の対策を講じることも検討） 			

「医療ひっ迫防止対策強化宣言」に基づく対策

- 県民に対して、感染拡大の状況や、医療の負担の状況に関する情報発信を強化するとともに、より慎重な行動の協力要請・呼びかけを実施すること、事業者に対して、多数の欠勤者を前提とした業務継続体制の確保に関する協力要請・呼びかけを実施すること等を選択肢とした取組を行う

「医療非常事態宣言」に基づく対策

- 県民及び事業者に対して、人との接触機会の低減について、より強力な要請・呼びかけを行う

※オミクロン株よりも強い病原性の変異株が発生した場合は、令和3年11月8日に国の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言で示されたレベル分類（旧レベル）に基づき策定した香川県対応方針により対応

(参考) 国の新型コロナウイルス感染症対策分科会（令和4年11月11日）で示された新レベル分類及び事象（例示）

オミクロン株対応の新レベル分類	感染小康期 レベル1	感染拡大初期 レベル2	医療負担増大期 レベル3	医療機能不全期 レベル4（避けたいレベル）
保健医療の負担の状況	・外来医療・入院医療ともに負担は小さい。 (病床使用率 概ね0~30%(最大確保病床ベース。以下同じ。))	・診療・検査医療機関（いわゆる発熱外来）の患者数が急増し、負担が高まり始める。 ・救急外来の受診者数も増加。 ・病床使用率、医療従事者の欠勤者数も上昇傾向。 (病床使用率 概ね30~50%)	・外来医療の負担が高まり、発熱外来や救急外来に多くの患者が殺到する、重症化リスクの高い方がすぐに受診できないという事象が発生。 ・救急搬送困難事例が急増する。 ・入院患者も増加し、また医療従事者にも欠勤者が多数発生し、入院医療の負担が高まる。 (重点医療機関における医療従事者の欠勤急増、病床使用率/重症病床使用率 概ね50%超)	・膨大な数の感染者に発熱外来や救急外来で対応しきれなくなり、一般の外来にも患者が殺到する事象が発生。 ・救急車を要請しても対応できず、救急搬送困難事例の件数として把握できない状態が生じている。通常医療も含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態。 ・重症化率は低くても、膨大な数の感染者により、入院が必要な中等症Ⅱ・重症者の絶対数が著しく増加。 ・多数の医療従事者の欠勤者発生と相まって、入院医療がひっ迫。 ・入院できずに、自宅療養中・施設内療養中に死亡する者が多数発生。 ・通常医療を大きく制限せざるを得ない状態。 (重点医療機関における医療従事者の欠勤急増、病床使用率/重症病床使用率 概ね80%超)
社会経済活動の状況	—	・職場で欠勤者が増加し始め、業務継続に支障が生じる事業者も出始める。	・職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者も多数発生。	・欠勤者が膨大な数になり、社会インフラの維持にも支障が生じる可能性。
(参考) 感染状況	・感染者は低位で推移しているか、徐々に増加している状態。	・感染者が急速に増え始める。	・医療の負担を増大させるような数の感染者が発生。	・今冬の新型コロナウイルス感染者の想定を超える膨大な数の感染者が発生。

※単純に感染状況で判断するのではなく、保健医療の負担の状況、社会経済活動の状況等を踏まえて、都道府県が総合的に判断する。



新型コロナウイルス うつらない、うつさない



- 三つの密の回避や人と人との距離の確保、エアコン使用時も換気
- 手洗いや手指消毒
- 令和5年3月13日からマスク着用は個人の判断が基本
 - ※マスク着用が効果的な場面（受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時、混雑した電車・バスに乗車する時）では着用を推奨
 - ※事業者の判断でマスク着用を求められる場合あり
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は特に注意
- 帰省や旅行は、感染防止策を徹底、感染リスクの高い行動を控えて
- 発熱・のどの違和感は通勤・通学、外出等を控えて
- かがわ安心飲食認証店などを利用

大切なご家族や友人、仲間にご感染させないためにも
ご協力をお願いします。

香川県内の感染症情報は、
右記ホームページを
ご覧ください。



感染拡大防止対策期における対策 (2月28日以降) について

令和5年2月28日

香 川 県

1 県民への協力要請 ① (法第24条第9項)

- 「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策を徹底するよう協力要請

※ 「マスクの着用」については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本
高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な以下の場面では着用を推奨

- 医療機関受診時
- 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- 医療機関や高齢者施設等の従事者の勤務中
- 感染の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時
- 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時（概ね全員の着席が可能である新幹線、高速バス、貸切バス等を除く）

また、事業者の判断でマスク着用を求められる場合があることにも留意

※ エアコン使用時も、定期的に窓を開けたり換気扇を使用して効果的な換気 ⇒ 3月13日以降追加

【別添1】（省略）：気をつけていただきたいこと

【別添2】（省略）：屋外・屋内及び子どものマスク着用 ⇒ 3月12日をもって削除

マスク着用の考え方（令和5年3月13日以降） ⇒ 3月13日以降、資料1-1、参考資料1を追加

【別添3】（省略）：効果的な換気についてのポイント

- 外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動するよう協力要請
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所へ外出する場合は、感染防止策をより一層徹底するよう協力要請
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう協力要請
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力要請

1 県民への協力要請 ② (法第24条第9項)

- 感染した際の自宅療養に備えて、食料品や衛生用品等を備蓄するよう協力要請
- 感染に不安を感じる無症状者に、ワクチン接種者を含めて検査を受けるよう協力要請
- 重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前にワクチン接種（3回目接種）か、無料検査などによる陰性確認を行うよう協力要請
- 発生届の対象外の方に、陽性者登録を行うよう協力要請
- 自宅療養中の方が必要最低限の外出をする際には、人との接触は短時間で必ずマスク着用、移動に公共交通機関は利用しないなど、自主的な感染予防行動を徹底するよう協力要請
- 医療機関でのルールを守ることや、診療時間内に受診するよう協力要請
※特に休日や夜間では、症状が軽い場合は、翌日に受診するなどの協力をお願いします。
※夜間に救急外来の受診等に迷う場合は、救急電話相談を活用してください。
(一般向け救急電話相談：#7899 小児救急電話相談：#8000)
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- 会食や飲み会をする際には、大声を出さないことや「マスク会食」、座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
⇒ 3月13日以降削除
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用するよう協力要請

【別添4】(省略)：業種別ガイドライン

2 事業者への協力要請 (法第24条第9項)

- 業種別ガイドライン等を遵守するよう協力要請
 - 【別添4】 (再掲) : 業種別ガイドライン
- 県が策定した適切な感染防止策に基づき、感染防止策の徹底を図るよう協力要請
 - 【別添5】 (省略) : 今後における適切な感染防止策
 - 【別添6】 (省略) : 飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 感染防止策を徹底していることを示す様式を掲示するよう協力要請
 - 【別添7】 (省略) : 掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- エアロゾルの吸入を防止するため、施設・事業所内の換気を徹底するよう協力要請 ⇒ 3月13日以降削除
- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証をとるよう協力要請
- 在宅勤務 (テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを推進するよう協力要請
- 感染者・濃厚接触者となった従業員に、休暇取得や勤務再開に当たって、医療機関や保健所が発行する証明書の提出を求めないよう協力要請
- 保健所の調査に協力するよう協力要請
- クラスタ発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画 (BCP) を再確認 (未策定の場合は、早急に策定) するよう協力要請

3 イベント等の開催（法第24条第9項）

- イベント等の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、規模要件等に沿って開催するよう協力要請
また、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づき、効果的な換気を含め、必要な感染防止策を講じるよう協力要請
- イベント関連施設の管理者においては、イベント開催時、参加者に対して、基本的な感染対策の徹底の呼びかけを行うよう協力要請
- イベント等に参加する際は、その前後においても感染リスクの高い行動を控えるよう協力要請

【別添8】（省略）：イベント等の開催に係る留意事項

4 県有施設等における対応

- 効果的な換気を含め、適切な感染防止策の徹底を図り、開園・開館
- 県主催の行事・イベントについても、効果的な換気を含め、適切な感染防止策の徹底を図った上で実施

5 県の対応

- 児童福祉施設等、高齢者施設等、医療機関、事業所などのクラスター防止対策を進める。
- 学校における感染防止対策を進める。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により接触機会の低減に取り組む。
- オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を講じる。

6 感染症法上の位置づけ変更後の対応 → 追加

- 令和5年2月10日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることを決定
- また、感染症法上の位置づけが変更された以降は、国の基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととされたことを踏まえ、5月8日以降、県民・事業者への協力要請等は終了となる予定

【改正の趣旨】

感染防止策としてのマスク着用の考え方について、国の基本的対処方針が一部変更され、イベントにおける基本的な感染対策の見直しが行われたことを受け、本県のイベント等の開催に係る留意事項を改正するもの

【主な変更点】

令和5年3月13日(月)以降の取扱い

○ 別添8「イベント等の開催に係る留意事項」に、次の文言を追加

- ・ 3月13日以降に開催するイベントに関し、イベント主催者等が出演者や参加者等に対して、必ずしも「マスクの着用」等を働きかける必要はありません。なお、イベント主催者等が感染対策上又は事業上の理由などにより、出演者又は参加者等に対して、マスクの着用を求めることは差し支えありません。

○ 別紙1「チェックリスト」、別紙2「感染防止安全計画」、別紙4「イベント開催等における必要な感染防止策」における「マスクの着用」等の記載を削除

令和5年5月8日(月)以降の取扱い

○ オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事業が生じない限り、5月8日に予定されている新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更されて以降は、本取扱いは終了

イベント等の開催に係る留意事項

別添 8

【イベント等の開催制限】

収容率 ※1	人数上限 ※1
100%以内 ※2	5,000人または収容定員50%以内のいずれか大きい方 (感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けた場合は収容定員まで)

※1 収容率と人数上限で、どちらか小さい方を限度とする。

※2 収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を空ける。

【チェックリストの作成・公表】

- イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、感染防止策等を記載した「チェックリスト」を作成し、ホームページ等で公表してください。【省略】別紙1・参考資料(別紙4)
- 県にチェックリストを提出する必要はありませんが、イベント終了日から1年間保管してください。
- 感染防止安全計画を策定する場合は、チェックリストを作成する必要はありません。

【感染防止安全計画の策定・提出】

- 人数上限を緩和して、5,000人超かつ収容率50%超のイベントを開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けてください。【省略】別紙2・参考資料(別紙4)
- イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出してください。【省略】別紙3

【マスクの着用の考え方(令和5年3月13日以降)】

- 3月13日以降に開催するイベントに関し、イベント主催者等が出演者や参加者等に対して、必ずしも「マスクの着用」等を働きかける必要はありません。なお、イベント主催者等が感染対策上又は事業上の理由などにより、出演者又は参加者等に対して、マスクの着用を求めることは差し支えありません。

※ オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日に予定されている新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更をもって、本取扱いは終了します。

イベント開催時のチェックリスト

別紙 1

【第5版（令和5年2月28日公開）香川県】

開催概要	本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報をご登録ください。	
イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載)	
出演者・チーム等		
開催日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分 (複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧ご提出ください。)	
開催会場		
会場所在地		
主催者		
主催者所在地		
主催者連絡先	(電話番号)	(メールアドレス)
収容率(上限) いずれかを 選択	<input type="checkbox"/> 収容定員あり 100%	<input type="checkbox"/> 収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
収容定員	〇〇,〇〇〇人 (収容定員ありの場合記載)	
参加人数	〇〇,〇〇〇人	
その他特記事項		

感染防止策チェックリスト

【第5版（令和5年2月28日公開）香川県】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

1. イベント参加者の感染対策

(1) 感染経路に応じた感染対策

- | | |
|------------|--|
| ①飛沫感染対策 | <input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保 |
| ②エアロゾル感染対策 | <input type="checkbox"/> 機械換気による常時換気又は窓開け換気
<input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】 |
| ③接触感染対策 | <input type="checkbox"/> イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施
<input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】 |

(2) その他の感染対策

- | | |
|-------------|--|
| ④飲食時の感染対策 | <input type="checkbox"/> 前項（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策の周知 |
| ⑤イベント前の感染対策 | <input type="checkbox"/> 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ |

2. 出演者やスタッフの感染対策

- | | |
|----------------|---|
| ⑥出演者やスタッフの感染対策 | <input type="checkbox"/> 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における前項（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施
<input type="checkbox"/> 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施 |
|----------------|---|

※ 提出時には、イベントのチラシや計画書等（既存資料）、参考とした業種別ガイドライン等も添付してください。

別紙 2

感染防止安全計画

1. 開催概要

※「感染防止策チェックリスト」の開催概要の添付でも可

イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載)	
出演者・チーム等	(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)	
開催日時	令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) ※複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。	
開催会場	(会場のURL等があれば記載)	
会場所在地		
主催者		
所在地		
連絡先	(電話番号、メールアドレス)	
収容率 (上限) いずれかを 選択	<input type="checkbox"/> 収容定員あり 100%	<input type="checkbox"/> 収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
収容定員	〇〇,〇〇〇人 (収容定員ありの場合記載)	
参加人数	〇〇,〇〇〇人	
対象者全員 検査の実施	<input type="checkbox"/> 緊急事態措置区域：人数上限 10,000 人を収容定員まで緩和	
その他 特記事項		

3～4は、該当する場合のみ記載してください。

3. 対象者全員検査の実施に関する実施計画

※緊急事態措置の発令時に、人数上限を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合に記載

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて」（令和4年1月7日付け事務連絡）等を確認の上、下記の項目について、実施の有無をチェックしてください。

実施を予定している検査の内容について具体的に記載してください。

（記載欄）

「検査結果」の確認方法について具体的に記載してください。

（記載欄）

抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日付け事務連絡）に従い、適切に実施している。

その他の事項についても、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」に従い、適切に実施している。

4. 専門家との調整状況

※専門家の事前確認を受けた場合に記載

助言を受けた専門家：（所属）
（氏名）

主な助言内容：

基本的な感染防止策

具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること

1. イベント参加者の感染対策

(1) 感染経路に応じた感染対策

①飛沫感染対策

- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保

- 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導
- 密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導

②エアロゾル感染対策

- 機械換気による常時換気又は窓開け換気
 - * 必要な換気量（一人当たり換気量 $30\text{m}^3/\text{時}$ を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね $1,000\text{ppm}$ 以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的）
 - * 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け
 - * 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70%
 - * 屋外開催は除く
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

- 各施設の設備に応じた換気
 - ・ 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気
 - ・ 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施
 - ・ 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス
- 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照

③接触感染対策

- イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

- 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施
- アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ
- 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照

<p style="text-align: center;">基本的な感染防止策</p>	<p style="text-align: center;">具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること</p>
<p>(2) その他の感染対策</p> <p>④ 飲食時の感染対策 □ 上記(1) 感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策の周知</p> <p>⑤ イベント前の感染対策 □ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ ○ 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨 ○ 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保等） <ul style="list-style-type: none"> ○ 体制構築の上、検温・検査の実施 ○ 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備
<p>2. 出演者やスタッフの感染対策</p>	
<p>⑥ 出演者やスタッフの感染対策 □ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記(1) 感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施 □ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康アプリの活用等による健康管理 ・ 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施 ・ 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える ・ 練習時やその前後の活動等における出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等 ○ 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 控室等における換気や三密の回避 ○ ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知

かがわ安心飲食店認証基準の改正

資料3

【改正の趣旨】

「飲食店における第三者認証制度」について、国の基本的対処方針が一部変更され、マスク着用の考え方が見直されたことに伴い、国の「感染症予防対策に係る認証の基準(案)」の見直しが行われたことを受け、本県の認証基準を改正するもの

【改正点】

マスク着用に関する項目の削除

【適用時期】

令和5年3月13日(月)

※かがわ安心飲食店認証制度については、令和5年5月8日(月)から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更され、基本的対処方針が廃止される場合、同年5月7日(日)をもって終了します。
なお、新規申請の受付については、令和5年3月12日(日)をもって終了します。

2. 従業員の感染症予防

16	<p>(会話時の注意点等)</p> <p><input type="checkbox"/> 次の事項を遵守している。</p> <p style="margin-left: 20px;">◎大声での会話を避ける。</p> <p style="margin-left: 20px;">◎ユニフォームを当日業務終了後など定期的に洗濯をする。</p>
17	<p>(検温・体調確認)</p> <p><input type="checkbox"/> 業務開始前に検温・体調確認を行い、発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤しないよう呼びかける。</p>
18	<p>(就業制限)</p> <p><input type="checkbox"/> 感染した、もしくは感染疑いのある従業員が出勤しないよう徹底する。</p>
19	<p>(定期的な手指消毒等)</p> <p><input type="checkbox"/> 定期的にかつ就業開始時や他者の接触が多い場所・物品を触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施している。</p>
20	<p>(休憩スペース)</p> <p style="margin-left: 20px;">○ 従業員用の休憩スペースがある ○ 従業員用の休憩スペースはない。</p> <p style="margin-left: 20px;">※「休憩スペースがある」と回答した方は、次の項目もチェックしてください。</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 必要に応じ一度に休憩する人数を減らすなど、密を回避する。</p> <p style="margin-left: 20px;">また、常時換気（換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり）を行い、共用する物品を定期的に消毒している。</p>

3. 施設・設備の衛生管理の徹底

21	<p>(適切な換気)</p> <p>建築物衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）の対象の施設か。</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="radio"/> 対象施設である <input type="radio"/> 対象施設ではない</p> <p style="margin-left: 20px;">建築物衛生法の対象施設である場合</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認し、満たされていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">建築物衛生の対象外施設である場合</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 適切な換気を行っている。</p> <p>(具体的な方法)</p> <p>[次のいずれかを満たしていること]</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 換気設備により必要換気量（一人あたり毎時30m³）を確保している。</p> <p style="margin-left: 20px;">必要換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの換気量を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 窓の開放による換気を行うため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、窓とドアを開ける。窓がない場合は、ドアを開けて、機器等により空気の入替えを行う）するなどして十分な換気を行っている。</p> <p style="margin-left: 20px;">また、換気のため窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請する。</p>
22	<p>(湿度)</p> <p><input type="checkbox"/> 湿度40%以上70%以下を目安として、適度に加湿する。</p>
23	<p>(共用タオルの禁止)</p> <p><input type="checkbox"/> 共用のタオルを使用しないこと。</p>
24	<p>(定期的な清拭消毒)</p> <p><input type="checkbox"/> 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を、適時清拭消毒している。</p> <p style="margin-left: 20px;"><飲食業で他人と共用し接触が多い部位></p> <p style="margin-left: 20px;">テーブル、椅子、メニューブック、調味料、ドリンクバー、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、卓上ベル、レジ、蛇口、手すり、便座、洗浄レバー、コイントレイ、券売機、エレベーターのボタン、パーティションなど</p> <p>(具体的な消毒方法)</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 消毒用エタノール <input type="checkbox"/> 次亜塩素酸ナトリウム <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
25	<p>(ゴミの処理)</p> <p><input type="checkbox"/> ゴミの回収時等に次の事項を遵守している。</p> <p style="margin-left: 20px;">◎食品残さ、鼻水、唾液などが付着した可能性のあるゴミ等は、ビニール袋に密閉して処理し、作業後に手を洗う。</p>

かがわ安心飲食店認証基準

【接待を伴う飲食店】(R5年3月改正後)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号に規定する飲食店においては、本チェックリストにもご記入ください。

1. 来店者への感染予防	
(1) 入店・注文・支払	
(入店のお断りについて) <input type="checkbox"/> 店舗入口において、次の場合は入店をお断りさせていただく旨を掲示している。	
1	◎入店前に検温を行い、発熱（平熱より1度以上）がある場合 ◎軽度であっても風邪症状（せき・のどの痛みなど）がある場合 ◎嘔吐、下痢等の症状がある場合
(2) 食事・店内利用	
(カラオケに関する項目) <input type="checkbox"/> カラオケを行っている <input type="checkbox"/> カラオケは行っていない ※「カラオケを行っている」と回答した方は、次の項目もチェックしてください。	
2	<input type="checkbox"/> カラオケマイクは共用とせず、共用とする場合は、カラオケマイクを客が使用したごと又は30分に一度程度、消毒を行う。
3	(客の横についての接客) <input type="checkbox"/> 客の横に着いて一緒にカラオケやダンス等を行うなどの接客は、距離を確保して実施する。
4	(客と近距離で行うショー等) <input type="checkbox"/> 客と近距離で行うライブ、ダンス、ショー、シャンパンコールなどは必要な感染対策のもと実施する。 実施せざるを得ない場合は、人が密集しないよう、人数の制限や客席とステージの距離（2m）の確保を行う。
2. 従業員の感染症予防	
5	(接客の際の手指消毒の徹底) <input type="checkbox"/> 従業員が客にグラス等を手渡す際及びテーブル移動する際は、手指消毒を徹底する。
6	(従業員への注意喚起) <input type="checkbox"/> 従業員が自身の顔や髪をむやみにさわらないよう注意喚起を行う。

(注) 業種別ガイドラインが見直された場合などに認証基準を見直すことがあります。

かがわ安心飲食店認証基準

【カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食店用】(R5年3月改正後)

本認証制度において、カラオケ設備を有する飲食店のうち、「接待を伴う飲食店」以外の飲食店においては、本チェックリストにもご記入ください。

1. 来店者への感染予防	
(1) 入店・注文・支払	
(入店のお断りについて) <input type="checkbox"/> 店舗入口において、次の場合は入店をお断りさせていただく旨を掲示している。	
1	◎入店前に検温を行い、発熱（平熱より1度以上）がある場合 ◎軽度であっても風邪症状（せき・のどの痛みなど）がある場合 ◎嘔吐、下痢等の症状がある場合
(2) 食事・店内利用	
(カラオケに関する項目)	
2	<input type="checkbox"/> カラオケマイクは共用とせず、共用とする場合は、カラオケマイクを客が使用したごと又は30分に一度程度、消毒を行う。

(注) 業種別ガイドラインが見直された場合などに認証基準を見直すことがあります。